

留萌市いじめ防止基本方針

令和3年5月

留萌市・留萌市教育委員会

<目 次>

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの理解	
(1)	いじめの定義	1
(2)	いじめの内容	2
(3)	いじめの要因	3
(4)	いじめの解消	3
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1)	いじめの防止	4
(2)	いじめの早期発見	5
(3)	いじめへの対処	5
(4)	地域や家庭との連携について	5
(5)	関係機関との連携について	6

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1	いじめの防止等のために市が実施する施策	
(1)	地方いじめ防止基本方針の策定及び見直し	6
(2)	教育委員会の附属機関の設置	6
(3)	市の取り組み	7
2	学校が実施する施策	
(1)	学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し	7
(2)	いじめの防止等の対策のための組織	7
(3)	学校の取り組み	7
3	重大事態への対処	
(1)	重大事態の意味	7
(2)	教育委員会又は学校による調査	8
(3)	調査結果を受けた市による再調査及び措置	8

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

北海道いじめの防止等に関する条例（以下「道の条例」という。）では基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取り組みを進めるに当たっては、設置者として、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒にいじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応しようとするいじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係で生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

道の条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

いじめを理解するに当たっては、設置者として、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被

害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや、被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案をいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第22条及び道の条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、

直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、早期に警察に相談・通報して対応します。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたリ、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取り組みが十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察していきます。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取り組み等、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進します。

設置者として、次の取り組みなどを進めることとします。

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等を充実させる。
- 設置する学校の児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、

児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。

- 設置する学校の児童生徒や保護者、教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び研修を行う。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見、早期解消を図るため、定期的な調査や面談等を行います。

設置者として、次の取り組みなどを進めることとします。

- 児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- いじめを早期に発見するため、設置する学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施する。
- 設置する学校の児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。

(3) いじめへの対処

設置者として、次の取り組みなどを進めることとします。

- 設置する学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、解決に向けた取組状況についての調査研究及び検証を定期的に行い、適切な指導、助言を行う。
- 設置する学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、必要がある場合には、設置する学校の実行した児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(4) 地域や家庭との連携について

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び道の条例を踏まえ、設置者として、次の取り組みを進めるよう促します。

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。

- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階に応じて、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- 保護者は、その保護する児童生徒の生活の様子に変化や不安を感じる兆候があった場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支える。

(5) 関係機関との連携について

いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行います。

設置者として、次の取り組みなどを進めることとします。

- 設置する学校の児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもとに適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体の間の連携の強化や、その他必要な体制を整備する。
- 保護者が、法及び道の条例に規定された保護者の責務等を踏まえて、その保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援体制を整備する。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市が実施する施策

(1) 地方いじめ防止基本方針の策定及び見直し

設置者として、次の取り組みなどを進めることとします。

- 法第12条、国の基本方針の第2の2(2)の規定を踏まえ、地域の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向性を示す地方いじめ防止基本方針として、本基本方針を策定し、ホームページ等において公表する。
- 本基本方針は、「法、国の基本方針、道の条例、道の基本方針」等を参酌し、必要に応じて見直す。

(2) 教育委員会の附属機関等の設置

設置者として、次の取り組みなどを進めることとします。

- 法第14条、国の基本方針の第2の2(3)の規定を踏まえ、地域におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る組織を、地域の実情に応じた構成等によ

り設置するよう積極的に取り組む。

- 当該組織を設置する際に、「法、国の基本方針、道の条例、道の基本方針」等を参考にしつつ、必要に応じて、道からの情報提供、指導、助言を得ながら進める。
- 必要に応じて、近隣の市町村や「地域いじめ問題等対策連絡協議会」と連携するなどして、関係機関・団体との連携体制を構築し、情報を共有しながら取り組む。

(3) 市の取り組み

市として、次の取り組みなどを進めることとします。

- 設置する学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。
- いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、設置する学校のいじめを行った児童生徒の保護者に対して、教育委員会規則で定めた手続きに従い、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。
また、いじめの加害者である児童生徒に対して、出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

2 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

学校においては、地域の特色を生かした学校いじめ防止基本方針を策定し、必要があれば、随時、見直しを行います。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

学校において策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、「学校いじめ対策組織」における取り組みを積極的に行います。

(3) 学校の取り組み

学校においては、策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止の取り組みを積極的に行います。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとします。
- ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合などが該当します。
- ②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。
 - ・調査の主体を設置者または学校とするかは、学校の設置者の判断によります。
 - ・附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者によります。

市長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

(2) 教育委員会又は学校による調査

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

○ 調査を行うための組織や附属機関の設置について

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。必要に応じて適切な専門家等を加え、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

また、調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも可能とする。

○ 詳細については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照する。

(3) 再調査及び措置

重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項の規定に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査組織を設けて再調査を行うことができます。

市長は、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行いながら、その結果を議会へ報告します。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

◎重大事態発生時の対処の流れ

